

令和7年度岐阜県選奨生奨学金募集要項(公立高校生用)

令和7年度の岐阜県選奨生奨学金の奨学生を下記のとおり募集します。

この奨学金は貸与ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。

募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】

令和7年4月1日（火）～令和7年5月9日（金）

※申請の提出期限は、在学校から岐阜県教育委員会へ送付する期限です。

※在学校の提出期限をお確かめください。

【申請書類提出先】

在学校の奨学金担当

【申込資格】

次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象となります。

- ①岐阜県内に住所を有する者の子弟
又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の学生であること。
- ②人物、学業ともに優秀であること（成績基準は5ページ参照）。
- ③修学に十分耐え得る健康状態であること。
- ④経済的理由により修学が困難であること。
- ⑤高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部、又は専修学校の高等課程に在学していること。

【申請手続】

申請希望者は、申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、在学する学校の奨学金担当者等に提出（マイナンバー提出書類を除く）してください。

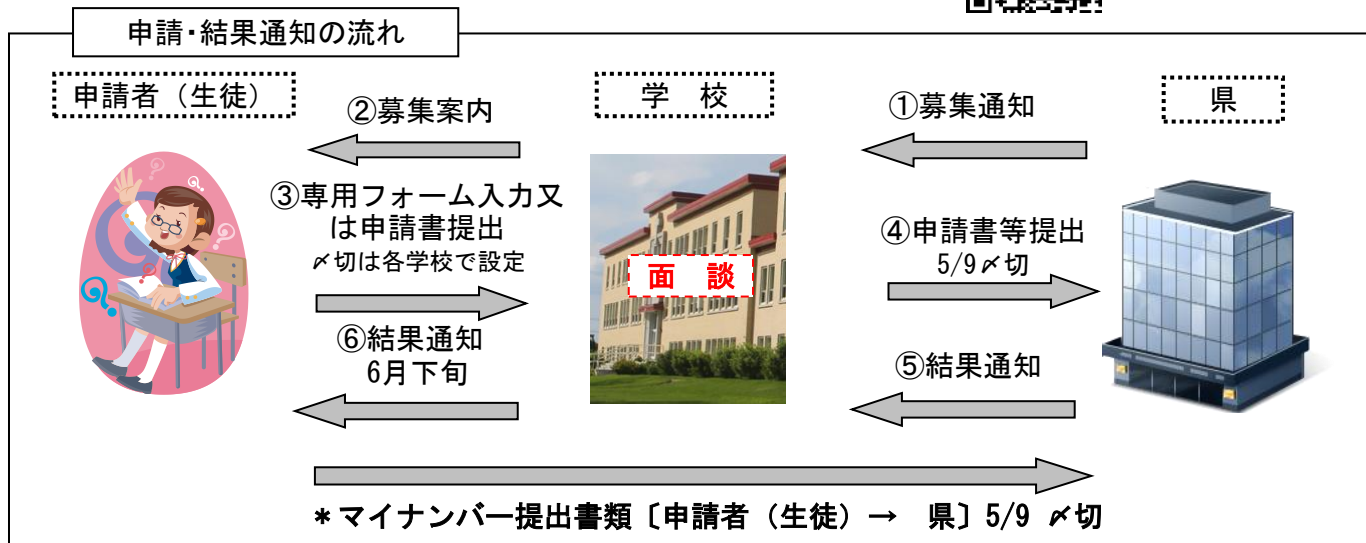
【申請にあたっての注意】

申請希望者は、在学校の提出期限内に、当奨学金ホームページに記載されている《申請者》専用申請フォームへの申請（入力＋送信、学校への入力内容の写しの提出）と各必要提出書類について、在学する学校の奨学金担当者等への提出（マイナンバー提出書類を除く）が必要です。

*在学する学生から、申請フォームの入力内容の印刷についてご相談があった場合には、学校で印刷いただくなどご協力をお願いします。

◆「岐阜県奨学金」ページ(岐阜県公式ホームページ内)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/213419.html>



【採用の通知】

審査結果は、採用・不採用にかかわらず在学する学校を通じて6月下旬頃にお知らせします。

【制度の概要】

1 奨学金の貸与月額

次の各区分の中から希望する額を選択できます。

（例）自宅通学者 18,000円または30,000円から選択。

区 分	自宅通学	下宿費用又は 通学費用加算 （※）5,000円加算	下宿費用又は 通学費用加算 （※）10,000円加算
高等学校等 （国公立）	18,000円	23,000円	28,000円
	30,000円	35,000円	40,000円

※ 下宿費用加算は、申請時に自宅外から通学している者が対象。

※ 通学費用加算とは申請時において、公共交通機関を利用して通学する生徒で通学費を概ね月額8,000円以上負担している者が対象。（3、6ヶ月定期を利用の場合は、それぞれの月数で割って1月あたりの額を計算。複数の交通機関を利用の場合はその合計額。）

＜通学費の計算例＞ 電車とバスを利用している場合

①通学定期(電車) 3ヶ月 15,000円 1ヶ月あたり 15,000円÷3ヶ月＝5,000円

②通学定期(バス) 6ヶ月 30,000円 1ヶ月あたり 30,000円÷6ヶ月＝5,000円

合計 10,000円≧8,000円 →通学費高額負担者の区分での申請が可能

2 併用の禁止

- 以下の奨学資金との併用はできません。
- ・岐阜県高等学校奨学金
 - ・岐阜県子育て支援奨学金
 - ・岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付金
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

3 奨学金の貸与方法

初年度は、7月（4月～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1～3月分）の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

2年目以降は、5月（4～6月分）、7月（7～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1月～3月分）の各月の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

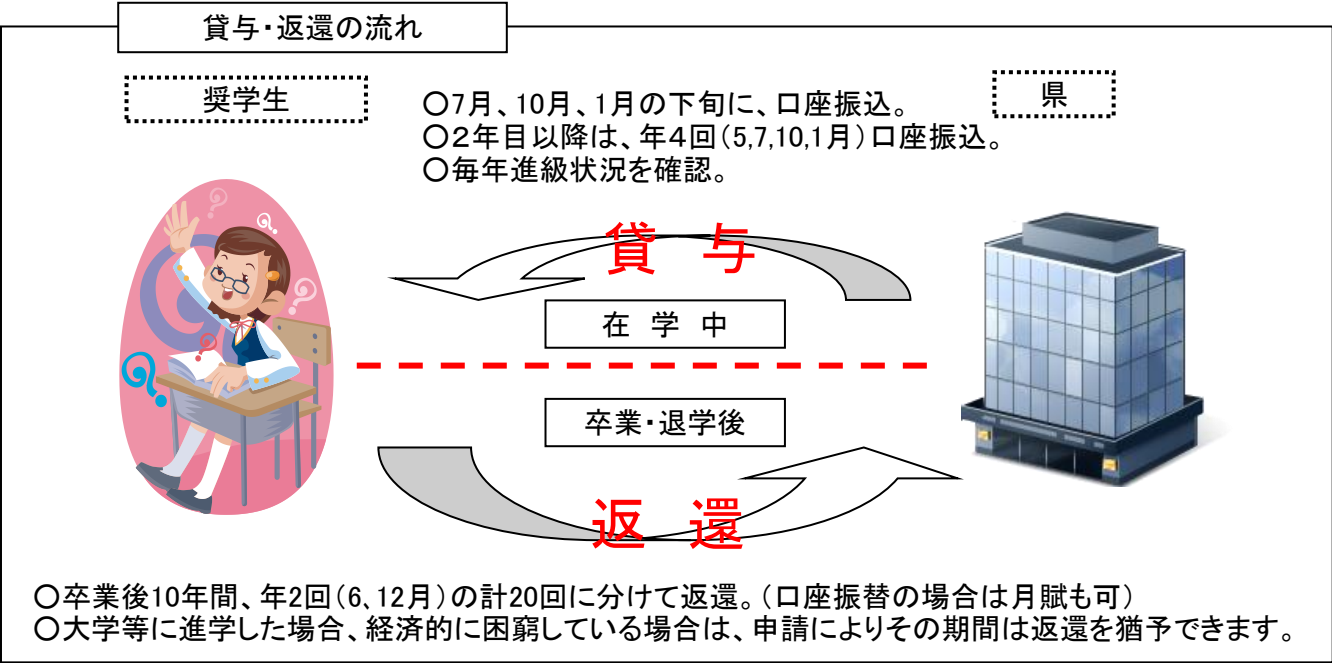
4 奨学金の返還

貸与終了後、約半年の据置期間をおいて10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

返還は、県から送付する「納入通知書」により指定の金融機関での納入(※1)または口座からの自動引落し(※2)により納入していただきます。返還月は6月と12月の年2回ですが、口座からの自動引落しは月賦払いも可能です。

この奨学金は無利息ですので、元金のみを返還していただきますが、**各返還期日までに返還されない場合は延滞金が発生します。**

- ※1 納入する金融機関が、県の指定金融機関(県内の金融機関と一部県外の銀行)以外の場合、振込手数料がかかる場合があります。
- ※2 口座から自動引き落としできる金融機関は指定されています。



③貸与月額 28,000円 の場合			④貸与月額 30,000円 の場合		
貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回	貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	336,000円	16,800円	1年間	360,000円	18,000円
2年間	672,000円	33,600円	2年間	720,000円	36,000円
3年間	1,008,000円	50,400円	3年間	1,080,000円	54,000円

⑤貸与月額 35,000円 の場合			⑥貸与月額 40,000円 の場合		
貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回	貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	420,000円	21,000円	1年間	480,000円	24,000円
2年間	840,000円	42,000円	2年間	960,000円	48,000円
3年間	1,260,000円	63,000円	3年間	1,440,000円	72,000円

○滞納者に対する処置

(1)奨学生本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の請求をします。

(2)滞納者に対しては、委託している債権回収会社から返還請求する場合があります。

(3)著しく返還を怠った場合は、強制執行の手続きをとることがあります。

(4)裁判所、弁護士等を使った場合、その費用も合わせて請求します。

5 個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報等は、奨学金貸与・返還業務のために利用し、業務の目的の適正な範囲において、学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目的で利用することはありません。

【マイナンバーの提出について】

住民票について、申請者から提出されるマイナンバーにて情報を確認する方法により、マイナンバーカード（写）提出の場合は、住民票の提出は不要となります。ただし、マイナンバーの提出は、申請者から県へ直接郵送（簡易書留）にて提出する必要があります。マイナンバーの提出先は学校ではありませんので、ご注意ください。

◆マイナンバーカード（写）を提出する場合は、申請者が、本人のマイナンバーカード（写）を「マイナンバーカード（写）等貼付台紙」に貼り付けて、申請期間（当日消印有効）に、県へ郵送（簡易書留）してください。

【マイナンバーの取扱いに関する留意事項】

奨学金を申し込む際に提出するマイナンバーは、法令上の定めにより、学校において取り扱うことができません。学校にマイナンバー提出書類(マイナンバーカード(写)等貼付台紙)が提出された場合は、速やかに申請者本人に返却いただき、上記のとおり、申請者本人から直接県に郵送(簡易書留)するようご案内ください。

【申請書類】

以下の書類を、各学校の奨学金担当まで提出してください。



○提出書類一覧

番号	必 要 書 類	留 意 事 項	備考
	専用フォームから申請 (オンライン申請)した入 力内容の写し	○専用フォームから申請(オンライン申請) 当奨学金ホームページ内専用フォームに入力・送信し、<u>学校へ入力内 容の写しを提出してください。</u> [入力内容の印刷について] ① 専用フォームへの回答後の送信完了画面にて『入力内容を印刷 する』ボタンを押して頂くことでパソコン、スマートフォンの印刷画面 に遷移し、印刷したいプリンタを選択し印刷が可能です。なお、プ リント設定につきましては、パソコンやスマートフォン側の設定とな りますので、デバイスごとに異なります。設定方法は各製品の設 定マニュアル等をご確認願います。 ② 上記記載の方法で印刷ができない場合には、在学する学校にご 相談のうえ、受付完了メール(入力内容が記載されています)を学 校へ送信し、学校での印刷を依頼してください。 <u>※フォーム入力後、送信すると再度修正することができませんので、ご 注意ください。</u>	
①	岐阜県選奨生奨学金貸 与申請書 <u>※専用フォームから申請し た場合は、提出不要</u> ※留意事項「ア～カ」につい ては、[岐阜県選奨生奨学 金貸与申請書]を書面で提 出する場合における留意事 項	ア「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は2名記載し、親権 者が1人の場合は1名記載すること。 イ「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、独 立の生計を営む成年者であること。 ウ「希望貸与額」欄は、該当のものを○で囲み、高等学校等の 生徒は「計」欄に希望貸与月額を記入すること。 エ「希望貸与期間」欄は、申請年度の4月から貸与を希望する 期間(最長期間は卒業年月まで)を記入すること。 オ「家族の状況」欄は保護者の属する世帯で同一の生計を営む 者全員について記入すること。ただし、就学者については別 居している場合も記入すること。 カ「奨学金を希望する理由」欄は、家族・家庭の状況も併せて 具体的・詳細に記入すること。	
	(加算希望者のみ) 下宿費用・通学費用加算 確認書	ア 下宿費用加算に該当する者は、「下宿費用加算」欄に下宿先 の住所・アパート名等を記入すること。 イ 通学費用加算を希望する者は、「通学費用加算」欄に1か月 あたりの通学費、通学方法等を記入し、通学費を負担してい ることが確認できる証明書等(定期券のコピー等)を貼り付 けること。 ウ 希望の貸与月額23,000円、28,000円、35,000円もしくは 40,000円を選択すること。	学校で確認必 要
※申請、貸与、返還時を問わず、重要書類の提出時には連帯保証人の実印が必要となります。 また、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。 滞納した場合、連帯保証人は本人と同等の責任を負うことになります。			

番号	必 要 書 類	留 意 事 項	備考
②	成績証明書	ア 1年生 中学3年の成績について、卒業した中学校に請求してください。	学校発行の証明書
		イ 2年生 高校1年の成績証明書を提出してください。	
		ウ 3年生 高校2年の成績証明書を提出してください。	
		(参考) 成績基準 ・ 1年生 中学3年時の評定平均が3.5以上 ・ 2、3年生 前学年時の評定平均が3.0以上	
③	住民票(本籍地省略可)	○申請者のマイナンバーカード(写)提出の場合は、住民票の提出は不要です。ただし、状況によっては提出をお願いすることがあります。	
		○住民票を提出する場合 ア 世帯全員の住民票を提出してください。 (令和7年4月1日以降に発行されたもの) イ 申請者が別居の場合、申請者の住民票は必要ありません。	
④	通帳の写し	金融機関名、支店名、口座名義、口座種別、口座番号が確認できる通帳の写しを提出してください。	
⑤	岐阜県選奨生奨学金貸付金口座振込依頼書	○口座振込先は、申請者本人名義の口座を専用フォームに入力してください。 ※専用フォームに入力の場合は、「口座振込依頼書」の提出は不要です。	
		○口座振込依頼書を提出する場合 口座名義人は、申請者本人にしてください。	
⑥	推薦調書	必ず本人が在学校の奨学金担当者又は担任に渡してください。	学校で作成
⑦	面談記録票	在学校の奨学金担当者又は担任が面談を行い、記入します。 申請者が記入しないで下さい。	学校の担当者が面談後に記入

お問い合わせ先

岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係 TEL 058-272-8734
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1